

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>二十七～三十二 (略)</p> <p>(中間連結財務諸表作成の一般原則)</p> <p>第四条 法の規定により提出される中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 中間連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。</p> <p>四 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十六 (略)</p> <p>二十七 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。</p> <p>二十八 持分プーリング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。</p> <p>二十九～三十四 (略)</p> <p>(中間連結財務諸表作成の一般原則)</p> <p>第四条 法の規定により提出される中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 中間連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。</p> <p>四 (略)</p>

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む。以下同じ。)、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(持分法の適用)

第七条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の適用の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えない

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む。以下同じ。))等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次の各号に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(持分法の適用)

第七条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対

ものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(連結の範囲等に関する記載)

第十条 連結の範囲に関する事項その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次に掲げる事項に区別して中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

(削る)

2～4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～六 (略)

七 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

八 (略)

(重要な後発事象の注記)

第十二条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。)以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関連会社について

象から除くことができる。

(連結の範囲等に関する記載)

第十条 連結の範囲に関する事項その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次に各号に掲げる事項に区別して中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

五 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

2～4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一～六 (略)

(新設)

七 (略)

(重要な後発事象の注記)

第十二条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社

は、当該子会社及び関連会社の間接決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第十三条 この規則において特に定める注記のほか、中間連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報等の注記)

第十四条 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間連結貸借対照表計上額又は中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2 報告セグメントに関連する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

の中間決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第十三条 この規則において特に定める注記のほか、中間連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報の注記)

第十四条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2 連結会社が本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の国又は地域にも存在する場合には、連結会社の所在する国又は地域（当該国又は地域が本邦以外の場合には、一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。）ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業

<p>一 製品及びサービスごとの情報</p> <p>二 地域ごとの情報</p> <p>三 主要な顧客ごとの情報</p>	<p>3 中間連結貸借対照表又は中間連結損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。</p> <p>一 固定資産の減損損失</p> <p>二 のれんの償却額及び未償却残高</p> <p>三 負ののれん発生益</p>
<p>（取得による企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項（第十号を除く。）、第二項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第十号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同項第十一号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益</p>	<p>4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p>

<p>（パーチェス法を適用した場合の注記）</p> <p>第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項（第十一号を除く。）、第二項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第十一号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同項第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 連結会社が本邦以外の国又は地域（一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。以下この項において同じ。）における売上（以下「海外売上高」という。）を有する場合には、当該国又は地域ごとの区分に従い、当該区分に属する海外売上高を、様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する海外売上高が少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。</p>
---	---

計算書」と読み替えるものとする。

第十七条の五 削除

(事業分離における分離元企業の注記)

第十七条の八 連結財務諸表規則第十五条の十六の規定は、重要な事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(事業分離における分離先企業の注記)

第十七条の九 財務諸表等規則第八条の二十四第一項の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。

(子会社の企業結合の注記)

第十七条の十 連結財務諸表規則第十五条の十八の規定は、子会社の

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第十七条の五 財務諸表等規則第八条の十八(第四項を除く。)の規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間連結財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(事業分離の注記)

第十七条の八 連結財務諸表規則第十五条の十六の規定は、事業分離について準用する。この場合において、同条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(分離先企業の注記)

第十七条の九 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、分離先企業について準用する。

(子会社の企業結合の注記)

第十七条の十 連結財務諸表規則第十五条の十八の規定は、子会社の

企業結合について準用する。この場合において、同条中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表提出会社」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十一 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)の規定は、企業結合に関する重要な後発事象及び中間連結決算日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十二 財務諸表等規則第八条の二十六第一項の規定は、事業分離に関する重要な後発事象及び中間連結決算日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同項中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十七条の十三 連結財務諸表規則第十五条の二十一の規定は、子会

企業結合について準用する。この場合において、同条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十一 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)の規定は、企業結合に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十二 財務諸表等規則第八条の二十六(第三項を除く。)の規定は、事業分離に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十七条の十三 連結財務諸表規則第十五条の二十一の規定は、子会

社の企業結合に関する後発事象及び主要な条件について合意をした子会社の行う企業結合であつて中間連結決算日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条中「連結決算日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(賃貸等不動産に関する注記)

第十七条の十六 連結財務諸表規則第十五条の二十四(第一号及び第四号を除く。)の規定は、賃貸等不動産(同条に規定する賃貸等不動産をいう。次項において同じ。)について準用する。この場合において、同条第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する連結財務諸表規則第十五条の二十四第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の五まで及び第三十

社の企業結合に関する後発事象等について準用する。この場合において、同条中「連結決算日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(新設)

(各資産の範囲)

第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十

六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第三十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の四まで及び第五十一條から第五十一條の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條及び第四十八條の二から第四十八條の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(固定負債の区分表示)

第三十九條 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することが

六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第三十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の四まで、第五十一條から第五十一條の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條及び第四十八條の二から第四十八條の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(固定負債の区分表示)

第三十九條 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することが

できる。

一〇五 (略)

(削る)

六 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(削る)

第四十二条・第四十三条 (略)

(削る)

(営業外収益の表示方法)

第五十八条 営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を含む）、受取配当金、有価証券売却益、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつ

できる。

一〇五 (略)

六 負ののれん

七 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

5 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額に満たないことにより生じる差額は、負ののれんに含めて表示する。

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第六号に掲げる負ののれんについて準用する。

第四十一条の三・第四十二条 (略)

第四十三条 削除

(営業外収益の表示方法)

第五十八条 営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を含む）、受取配当金、有価証券売却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名

て掲記しなければならぬ。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第六十一条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

2 前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載する

称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第六十一条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 次に各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一・二 (略)

三 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属するもの

2 前項第一号及び第二号に掲げる項目については、当該項目を一括

<p>ことができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。</p> <p>3 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額として記載しなければならない。</p> <p>4 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。</p> <p>5 少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額に税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(持分法による投資利益等の表示)</p> <p>第六十六条 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。</p>	<p>して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。</p> <p>3 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>(のれん及び負ののれんの償却額等の表示)</p> <p>第六十六条 財務諸表等規則第九十七条の規定は、のれん及び負ののれんの償却額の表示について準用する。</p> <p>2 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。</p>
---	--

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第四条関係）

改 正 案

現 行

様式第一号

【セグメント情報】

1 前中間連結会計期間（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：円）

	その他	合計
売上高
外部顧客への売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
計	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント利益又は損失（△）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント資産	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント負債	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
その他の項目						
減価償却費	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
のれんの償却額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
受取利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
支払利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
持分法投資利益又は損失（△）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
特別利益	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
（負のれん発生額）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
特別損失	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
（減損損失）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
税金費用	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
持分法適用会社への投資額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
.....	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX

様式第一号

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）

売上高事業		その他の事業	計	消去又は全社	連結
	(円)	(円)				
(1) 外部顧客に対する売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	=	XXXX
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	=
計	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
営業費用	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
営業利益（又は営業損失）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX

当中間連結会計期間（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）

売上高事業		その他の事業	計	消去又は全社	連結
	(円)	(円)				
(1) 外部顧客に対する売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	=	XXXX
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	=
計	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
営業費用	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
営業利益（又は営業損失）	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX

（記載上の注意）

1. 事業の種類別の区分は、製品（商品）又は役務を含む。以下同じ。）の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して決定すること。
2. 営業利益（又は営業損失）に替えて、経常利益（又は経常損失）を記載することができる。
3. 事業の種類別の区分（以下この様式において「セグメント」という。）ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。
4. 事業の種類別の区分方法及び各区分に属する主要な製品の名称又は事業の内容等を記載すること。
5. セグメント間の内部売上高又は振替高を外部顧客に対する売上高と区分して記載することが困難な場合は、これらを一括して記載することができる。ただし、その場合には、その旨を明らかにすること。
6. 営業費用のうち各セグメントに配賦しなかったものは、配賦不能営業費用として「消去又は全社」と。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報（単位：円）

	その他	合計
売上高
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
社	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目	×××	×××	×××	×××	×××	×××
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

の項目を含めて表示し、その金額及びその主な内容を記載すること。

7. 次のいずれかの基準に該当するセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。

(1) 当該セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第10号までにおいて同じ。）が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であること。

(2) 当該セグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が、次のうちいずれか大きい絶対値の10%以上であること。ただし、営業利益又は営業損失に替えて経常利益又は経常損失を記載する場合には「営業利益」とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。

① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値

② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値

8. 前号の(1)及び(2)の基準のいずれにも該当しないセグメントについては、「その他の事業」として一括して記載することができる。

9. 記載の対象となつたセグメント（「その他の事業」として一括されたセグメントを除く。）の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の事業」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合を記載すること。

10. 次のすべてに該当する場合には、事業の種類別セグメント情報を記載しないことができる。ただしその場合には、その旨及び理由を明らかにすること。

(1) 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超であること。

(2) 特定のセグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が次のうちいずれか大きい絶対値の90%超であること。ただし、営業利益又は営業損失に替えて経常利益又は経常損失を記載する場合には「営業利益」とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。

① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値

② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値

(3) 特定のセグメント以外に第7号の(1)又は(2)の基準に該当するセグメントがないこと。

11. 事業の種類別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント及び営業費用の配分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。

なお、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が事業の種類別セグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、事業の種類別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意1. に規定する事業セグメント（同記載上の注意2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3. に規定するもの（同記載上の注意4. 及び5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意5. 中「連結損益計算書」とあるのは、「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。
3. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
4. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間連結会計期間のセグメント情報を前中間連結会計期間の区分方法により作成した情報）
5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
 - (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前中間純利益若しくは税金等調整前中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。7. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

<p>(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」上の記載から差異の内容が明らかでない場合、差異の内容に関する事項</p> <p>(5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間連結会計期間に採用した方法から変更した場合、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響</p> <p>(6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合、その内容</p> <p>(7) その他参考となるべき事項がある場合、その内容</p>	<p>6. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント(企業を構成する単位をいう。)に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。</p> <p>(1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額</p> <p>(2) 報告セグメントごとの負債の金額(負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)</p> <p>(3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)</p>	<p>① 外部顧客への売上高</p> <p>② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高</p> <p>③ 減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)</p> <p>④ のれんの償却額</p> <p>⑤ 受取利息</p> <p>⑥ 支払利息</p> <p>⑦ 持分法投資利益</p> <p>⑧ 持分法投資損失</p> <p>⑨ 特別利益(主な内訳を含む。)</p> <p>⑩ 特別損失(主な内訳を含む。)</p> <p>⑪ 税金費用(法人税等及び法人税等調整額)</p> <p>⑫ ①から⑩までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目(中間連結損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。)</p> <p>(4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの資産の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)</p> <p>① 当中間連結会計期間の末日における持分法適用会社への投資額</p> <p>② 当中間連結会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額</p> <p>7. 「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の</p>
---	--	---

<p>項目の金額に関する情報に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。</p> <p>(1) 報告セグメントの売上高の合計額と中間連結損益計算書の売上高計上額</p> <p>(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額</p> <p>(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額</p> <p>(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額</p> <p>(5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額</p> <p>8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。</p> <p>9. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	
---	--

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第四条関係）

改正案

現行

様式第二号	様式第二号																																																																																																																																																
<p>【関連情報】</p> <p>1. 前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <table border="1"> <tr> <td>外部顧客への売上高</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>(単位：円)</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 売上高</p> <table border="1"> <tr> <td>日本</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>(単位：円)</p> <p>2. 有形固定資産</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <tr> <td>日本</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <tr> <td>顧客の名称又は氏名</td> <td>売上高</td> <td>関連するセグメント名</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>xxxx</td> <td>.....</td> </tr> </table> <p>II 当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <tr> <td>外部顧客への売上高</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 売上高</p> <p>(単位：円)</p>	外部顧客への売上高	合計	xxxx	日本	合計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	日本	合計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名	xxxx	外部顧客への売上高	合計	xxxx	<p>【所在地別セグメント情報】</p> <p>前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高</td> <td>日本(円)</td> <td>.....(円)</td> <td>.....(円)</td> <td>その他の地域(円)</td> <td>計(円)</td> <td>消去又は全社(円)</td> <td>連結(円)</td> </tr> <tr> <td>(1) 外部顧客に対する売上高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>=</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業利益(又は営業損失)</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1"> <tr> <td>売上高</td> <td>日本(円)</td> <td>.....(円)</td> <td>.....(円)</td> <td>その他の地域(円)</td> <td>計(円)</td> <td>消去又は全社(円)</td> <td>連結(円)</td> </tr> <tr> <td>(1) 外部顧客に対する売上高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>=</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業利益(又は営業損失)</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 国又は地域の区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定すること。</p> <p>2. 営業利益又は営業損失に替えて、経常利益又は経常損失を記載することが適当と認められる場合には、経常利益又は経常損失を記載することができる。</p> <p>3. 国又は地域別の区分（以下この様式において「セグメント」という。）ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。</p> <p>4. 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属しているセグメントがある場合</p>	売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)	(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx	(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=	計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)	(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx	(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=	計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx
外部顧客への売上高	合計	xxxx																																																																																																																																											
日本	合計	xxxx																																																																																																																																											
xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx																																																																																																																																											
日本	合計	xxxx																																																																																																																																											
xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx																																																																																																																																											
顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名																																																																																																																																															
.....	xxxx																																																																																																																																															
外部顧客への売上高	合計	xxxx																																																																																																																																											
売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)																																																																																																																																										
(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx																																																																																																																																										
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=																																																																																																																																										
計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																										
営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																										
営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																										
売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)																																																																																																																																										
(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx																																																																																																																																										
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=																																																																																																																																										
計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																										
営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																										
営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																										

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

② 有形固定資産

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

(記載上の注意)

1. 中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。
3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であって、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準
 - (2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であって、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）
4. 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。
5. 3. にかわりならず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間連結損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える場合には、その旨を記載することにより3. (1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略すること。

には、当該セグメントに属する主な国又は地域を記載すること。

5. セグメント間の内部売上高又は振替高を外部顧客に対する売上高と区分して記載することが困難な場合は、これらを一括して記載することができる。ただし、その場合には、その旨を明らかにすること。
6. 営業費用のうち各セグメントに配賦しなかったものは、配賦不能営業費用として「消去又は全社の項目を含めて表示し、その金額及びその主な内容を記載すること。
7. 売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第10号までにおいて同じ。）が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であるセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。
8. 売上高が全セグメントの売上高の合計の10%未満であるセグメントについては、「その他の地域」として一括して記載することができる。
9. 記載の対象となったセグメント（「その他の地域」として一括されたセグメントを除く。）の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の地域」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合を記載すること。
10. 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超である場合には、所在地別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及び理由を明らかにすること。
11. 所在地別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント及び営業費用の配分方法について継続性が維持されるよう配賦すること。
なお、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が所在地別セグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、所在地別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

<p>とができる。</p> <p>6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であって、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。</p> <p>7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	
---	--

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第四条関係）

改正案

現行

様式第三号	様式第三号																																																																																																																						
<p>【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】</p> <p>前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】</p> <p>前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>当中間期償却額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>当中間期償却額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。 2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。 3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとに 		合計	減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××		合計	減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××		合計	当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××		合計	当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	<p>【海外売上高】</p> <p>前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>その他の地域</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>I 海外売上高（円）</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>II 連結売上高（円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> </tr> </table> <p>当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>その他の地域</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>I 海外売上高（円）</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>II 連結売上高（円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> <td>××.×</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国又は地域の区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定すること。 2. 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属している区分がある場合には、当該区分に属する主な国又は地域を記載すること。 3. 海外売上高（内部売上高及び振替高を除く。次号及び第5号において同じ。）が連結売上高の10%以上である国又は地域については、他の国又は地域と区別して記載すること。 4. 海外売上高が連結売上高の10%未満である国又は地域については、「その他の地域」として一括して記載することができる。 5. 本邦以外の国又は地域における海外売上高の合計が連結売上高の10%未満である場合には、海外売上高を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及び理由を明らかにすること。 6. 海外売上高の記載に当たっては、相当期間にわたり国又は地域の区分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。 <p>なお、国又は地域の区分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が海外売上高に与えている影響を記載すること。ただし、海外売上高に与えている影響が軽微な場合には、その記載を省略することができる。</p>		その他の地域	計	I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××	II 連結売上高（円）					×××	III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	××.×	××.×	××.×	××.×	××.×		その他の地域	計	I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××	II 連結売上高（円）					×××	III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	××.×	××.×	××.×	××.×	××.×
	合計																																																																																																																	
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	合計																																																																																																																	
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	合計																																																																																																																	
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	合計																																																																																																																	
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	その他の地域	計																																																																																																																		
I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																		
II 連結売上高（円）					×××																																																																																																																		
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	××.×	××.×	××.×	××.×	××.×																																																																																																																		
	その他の地域	計																																																																																																																		
I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																		
II 連結売上高（円）					×××																																																																																																																		
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	××.×	××.×	××.×	××.×	××.×																																																																																																																		

<p>のれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。</p> <p>4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。</p> <p>5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	
--	--

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第四条関係）

改正案

現行

様式第四号 【中間連結貸借対照表】		様式第四号 【中間連結貸借対照表】	
(単位：円)		(単位：円)	
	前中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)	当中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	×××	×××	×××
受取手形及び売掛金（純額）	×××	×××	×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××	×××
有価証券	×××	×××	×××
たな卸資産	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
流動資産合計	×××	×××	×××
固定資産			
有形固定資産	×××	×××	×××
無形固定資産			
のれん	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××
繰延資産	×××	×××	×××
資産合計	×××	×××	×××
負債の部			
流動負債			
支払手形及び買掛金	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××
リース債務	×××	×××	×××
未払法人税等	×××	×××	×××
引当金	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××
固定負債			
社債	×××	×××	×××
長期借入金	×××	×××	×××
リース債務	×××	×××	×××

引当金	×××	×××	×××	×××	引当金	×××	×××	×××	×××
資産除去債務	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	資産除去債務	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
その他	×××	×××	×××	×××	真のれん	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
固定負債合計	×××	×××	×××	×××	その他	×××	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××	×××	固定負債合計	×××	×××	×××	×××
純資産の部					負債合計	×××	×××	×××	×××
株主資本					純資産の部				
資本金	×××	×××	×××	×××	株主資本				
資本剰余金	×××	×××	×××	×××	資本金	×××	×××	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	×××	×××	資本剰余金	×××	×××	×××	×××
自己株式	△××	△××	△××	△××	利益剰余金	×××	×××	×××	×××
株主資本合計	×××	×××	×××	×××	自己株式	△××	△××	△××	△××
評価・換算差額等					株主資本合計	×××	×××	×××	×××
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××	×××	評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	為替換算調整勘定	×××	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
新株予約権	×××	×××	×××	×××	評価・換算差額等合計	×××	×××	×××	×××
少数株主持分	×××	×××	×××	×××	新株予約権	×××	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××	×××	少数株主持分	×××	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××	×××	純資産合計	×××	×××	×××	×××
					負債純資産合計	×××	×××	×××	×××

(記載上の注意)
(略)

(記載上の注意)
(略)

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）（第四条関係）

改 正 案

現 行

様式第五号 【中間連結損益計算書】		様式第五号 【中間連結損益計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
前連結会計年度の 要約連結損益計算書		前連結会計年度の 要約連結損益計算書	
売上高	×××	×××	×××
売上原価	×××	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××	×××
営業外収益	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××
受取配当金	×××	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××	×××
魚のれん償却額	×××	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	×××
営業外費用	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××
前期損益修正益	×××	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××	×××
魚のれん発生益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別利益合計	×××	×××	×××

特別損失				
前期損益修正損	×××	×××	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××	×××	×××
減損損失	×××	×××	×××	×××
災害による損失	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××	×××
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	×××	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××	×××
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)	×××	×××	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××	×××	×××
中間純利益 (又は中間純損失)	×××	×××	×××	×××
(記載上の注意)				
(略)				

特別損失				
前期損益修正損	×××	×××	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××	×××	×××
減損損失	×××	×××	×××	×××
災害による損失	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××	×××
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	×××	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××	×××	×××
中間純利益 (又は中間純損失)	×××	×××	×××	×××
(記載上の注意)				
(略)				